



1. 完全なる合意および受諾

- 1.1. 本調達条件(「本条件」)は、子会社および関連会社を含む販売者(「販売業者」と総称)の製品およびサービス(「本製品」と総称)の子会社および関連会社を含むRepligen Corporation(「買主」)による購入および販売に適用される契約条件の最終的、完全かつ排他的な記述を構成する。
- 1.2. 買主による本製品を購入することへの同意は、販売業者による本条件の受諾を明示的な条件とする。本製品に適用される場合、本製品に同梱されるまたはオンラインで入手可能な販売業者のエンドユーザーソフトウェアライセンスが、本条件に組み入れられる。
- 1.3. 以下のいずれかは、販売業者による本条件の無条件の受諾を構成する。(1)書面による本条件への同意、(2)本製品の注文書の明示的または黙示的受け入れ、(3)本製品の出荷、または設置、メンテナンス、トレーニングもしくは修理サービス(「本サービス」)の実施、(4)販売業者によるその他の書面による受諾の行為または表明。
- 1.4. 本条件は、販売業者のウェブサイト、提案、見積書、その他販売業者が提出した文書に記載される本書と矛盾する条件に優先し、これには、買主の署名の有無を問わず、確認書を含むがこれに限定されない。買主が、販売業者からの提案書、見積書、確認書、その他の文書に含まれる規定に異議を唱えない場合においても、本条件の放棄またはかかる規定の受諾とはみなされない。両当事者が正式に署名した書面による修正により両当事者が別途合意しない限り、矛盾が存在する場合、本条件が優先し適用される。

2. 定義

- 2.1. 「関連会社」とは、当該当事者を直接的もしくは間接的に支配する、当該当事者によって支配される、または当該当事者と共通の支配下におかれる企業、パートナーシップ、その他の組織を意味する。ここで「支配」(および相関語)とは、議決権のある株式により、または契約その他により、組織の経営全般を指揮するか指揮を可能にする、またはパートナーに指示する、もしくは指示を行わせる法的権限を意味する。
- 2.2. 「分析証明書」(「COA」)とは、製品ロットに付随する一定の書類で、特に仕様および当該製品ロットが仕様に一致していることを証明する結果を記載する。
- 2.3. 「オーダーメイド製品」(「CMTO」)とは、買主の目的に適すと考える買主専用の委託業務による「職務著作物」とみなされるものとする一定の製品を意味する。このようなCMTO製品は買主の仕様に沿うか否かにかかわらず買主の特定のニーズに合わせて作成される。
- 2.4. 「ロット」とは、同一の仕様を持つ製品の生産バッチを意味し、単一のバッチ記録に基づき作成されロット番号により特定される。
- 2.5. 「仕様」とは合意された仕様と本製品の受け入れ基準を意味する。

3. 価格、税金、および支払い

- 3.1. 販売業者から買主への本製品の見積書に記載された価格は、30日間有効と認められる。
- 3.2. 本取引に関して連邦、州、または現地の政府が課すあらゆる税、租税、関税、銀行手数料、付加価値税(VAT)、その他手数料は、買主が、見積価格または請求価格に追加して支払う。販売業者がかかる税、租税、関税、その他手数料を事前に支払う必要がある場合、買主は販売業者にこれを払い戻す。買主は、再販証明書または非課税証明書を提出して課税免除の申請を行う単独の義務を負うものとする。再販証明書または非課税証明書が提出されたら、販売業者は今後の参考のため、証明書の写しを保管する。
- 3.3. 支払条件は、買主の注文書に記載された通貨で受領日から実質45日後とする。販売業者は、発送日以降に請求書を発行する。

4. 注文、納入、および出荷

- 4.1. 買主は注文書を発行することにより本製品を注文することができる。販売業者は買主が発行した本製品のすべての注文書を受領から7日以内に確認するものとする。ただし注文書が希望納期の30日以上前に提出されている場合、確認は保留されないものとし、またいかなる場合も不当に保留されない。買主の関連会社は、本製品の注文書を直接販売業者へ発行することができる。本製品は該当の注文書に記載された納品日までに該当の注文書に指定された施設に納品されるものとする。
- 4.2. 販売業者は買主の注文書に記載された希望納期に従って本製品を出荷または本サービスを提供する。本製品の出荷または本サービスの遂行に遅延が予想される場合、販売業者は買主に通知し、買主へ予定の納品日またはサービス日(該当の場合)を提出するものとする。改定された納品日またはサービス日が該当の注文書に定められた納品日またはサービス日から7日を超える場合、両当事者は誠意をもって遅延の軽減と代替解決法について協議するものとする。また、確認された注文書について、該当の注文書に記載された日までに、販売業者が、買主が注文した本製品の全量を納品できなかった場合、または買主が要請したサービスを遂行しなかった場合、買主の選択において以下の通りとする。(i)買主は注文書を取り消し(a)販売業者は10日以内に前払いを返金するものとする。また(b)それに加えて、または(ii)販売業者は相互に合意した改定納品日までに販売業者の費用において航空輸送により代替の本製品を出荷するものとする。
- 4.3. 販売業者は、該当する注文書に記載された買主の指示に従って、出荷する本製品を梱包するものとする。すべての本製品はそのリリース日から12か月以内に買主へ出荷されるものとする。明確化のために付言すると、すべての本製品は当初のリリース日から12か月以内に買主へ発送されるものとし、そうでない場合は再テストされ、新規のCOAが発行されるものとする。新規COAの再発行の場合、すべての本製品は新規COAの日から12か月以内に買主へ発送されるものとする。本製品のすべての出荷は、FCA Free Carrier(運送人渡)(インコタームズ 2020 による)により販売業者の製造施設から、該当の注文書に買主が指定した宛先へ発送されるものとし、買主が輸送業者と保険料金を指定する。販売業者は、かかる輸送業者による定時集荷を手配し、指定された宛先へ輸出するために必要なすべての書類を揃えるものとする。所有権、所有の権利、所有権原およびすべての危険負担は、該当の注文書に買主が指定した宛先への引き渡しの時点で買主へ移転するものとする。販



売業者は、輸送費および保険料の払い戻しのための請求書を買主に発行することができる。各輸送コンテナまたはカートンには、数量、内容、ならびに該当の注文書および適用法が求めるその他の情報を記載するものとする。

4.4. 買主の同意を事前に得ていない限り、販売業者は本製品の買主への分納を行うことはできない。

5. オーダーメイド製品

- 5.1. 買主は、CMTO製品の受け入れられた注文書の取消または変更を行うことができるが、買主は、販売業者がかかる注文に対応するためその日までに発生させた直接費用について支払いを求められる。
- 5.2. 買主は、特定の本製品をCMTOとして指定することができる。買主は、CMTO製品の製造開始前に、相互に合意した製品仕様および納入スケジュールを記載した注文書を販売業者に提出しなければならない。販売業者と買主は、CMTO製品の製造開始前に、すべての生産・試験方法について合意しなければならない。
- 5.3. 販売業者はここにCMTO製品に対するすべての所有権を取り消しできない形で買主へ譲渡するが、これにはアイデア、アートワーク、設計、回路、計画、文書、コンセプト、発明、装置、サンプル、プロトタイプ、および改良設計の作成と開発が含まれるがこれに限らない。特許法、著作権法、その他に基づきCMTO製品の一部を譲渡することができない場合は、販売業者はこれにより買主にCMTO製品を任意の形式で使用、コピー、複製、流通、修正、翻案、変更、翻訳、改良、二次的著作物の作成、実施を行う独占的、譲渡可能、取消不能、永続的な世界のあらゆる場所における、サブライセンス可能な(1段階以上を経由して)ロイヤリティフリー、非限定的なライセンスを付与する。販売業者は以下を行わないものとする。(a) CMTO製品を実施、表示、コピー、複製、流通、譲渡、修正、翻案、変更、翻訳、改良、または二次的著作物の作成、またはそれ以外の形で使用すること、または(b) 買主の事前の明示的な書面による許可を得ることなく、CMTO製品もしくはCMTO製品の一部を任意の製品または発明に組み込むこと。

6. 検品

- 6.1. 買主は、受領した本製品を検査し、受領した本製品と買主の注文書との間に相違がある場合、受領後10営業日以内に、販売業者のカスタマーサービス部門に通知する。

7. 販売業者による保証

- 7.1. 販売業者は、買主に対し、納入時に以下を保証する。(1) 本製品は、適用される指示に従って使用される場合、適用される公表仕様を満たしていること。CMTO製品の場合には、相互に合意された製品仕様に準拠していることを、いずれの場合も、別途書面による規定がない限り、本製品の出荷から12か月間保証する。(2) 本サービスは、該当する業界の公開基準が要求する通常の注意を払って履行されることを保証する(「保証」)。
- 7.2. 本製品の保証および適用される仕様は、買主の正当な権限を付与された代表者が署名した明示的な書面による同意がない限り、変更できない。
- 7.3. 本製品の保証への違反があった場合、販売業者は買主の単独の選択により(i) 本製品を修理、(ii) 本製品を交換、または(iii) 本製品に対し支払われた金額を買主へ返金するものとする。
- 7.4. 本サービスの保証への違反があった場合、販売業者は買主の単独の選択により(i) 本サービスを再度実行する、または(ii) 本サービスに対し支払われた金額を買主へ返金するものとする。

8. 知的財産

- 8.1. 販売業者が買主に販売した本製品に適用される本製品文書に定める用途が、かかる使用が製造国または販売国において有効な特許を侵害する、もしくは企業秘密の流用に該当すると主張する第三者訴訟の対象となる場合(「権利侵害請求」)、買主は、書面により速やかに販売業者に通知し、販売業者が防御を行う独占権を認め、販売業者の要求に応じて、販売業者の費用負担により、合理的に販売業者に協力するものとする。
- 8.2. 買主が権利侵害請求を販売業者に通知する場合、または販売業者の本製品の用途が権利侵害請求の対象になりうると販売業者が判断する場合、販売業者はその単独の裁量により適切と考える措置を講じる、または何も措置を講じないことができる。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。(1) 本製品の用途を実行する権利を買主のために調達する、(2) 本製品を交換または変更し、用途が非侵害となるようにする、(3) 権利侵害請求の対象となっている本製品の返却を買主に求め、返却時に、返却された本製品に関して買主が実際に支払った価格を買主に返金する。
- 8.3. 販売業者は、以下に基づく、起因する、または以下を原因とする権利侵害請求に関し本第8条における義務を負わない。(a) 販売業者が提供していない、または当該本製品と組み合わせて使用することを意図していないシステム、メディア、マテリアルと組み合わせた本製品の使用、または買主もしくは第三者が行うあるいは買主の要請もしくは指示に応じて販売業者が行う本製品の変更で、かかる組み合わせや変更がなければ、当該権利侵害請求が生じなかった場合。(b) 本条件または適用される本製品文書に記載される通りに販売業者が本製品を販売する際の明示的な用途以外での本製品の使用。(c) 買主が権利侵害請求の通知を受領した後の、買主による継続的な本製品の使用。
- 8.4. 上記は、すべての本製品またはその一部もしくはその使用による、特許またはその他の知的財産権の侵害もしくは侵害の主張、または企業秘密の不正流用もしくは不正流用の主張に対する、販売業者の賠償責任のすべてと買主の排他的な救済について述べている。
- 8.5. 買主は、買主の製品仕様に基づく販売業者によるCMTO製品の製造、該当する本製品文書に記載される以外の買主による本製品の変更または使用、および/または第三者の許可を要する使用の結果として販売業者において生じた賠償責任または損失について責任を負うことに同意する。

9. 責任の制限

- 9.1. 適用法により許容される最大限まで、どのような法理論(契約、過失、厳格責任、不正行為またはあらゆる種類の保証)においてもいかなる場合も当事者は、相手方当事者が、本条件に基づき、または本製品の使用により、または販売業者のサービ

スの遂行により被る、間接的損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、懲罰的損害(逸失利益、事業の喪失、営業権の損失、代替品の費用または使用の喪失を含むがそれに限らない)について、たとえかかる当事者がかかる損害の可能性について通知を受けていた、または知っていたはずであってもなお、責任を負わない。適用法において許可される最大限まで、いかなる場合も販売業者は100万ドルを超える直接損害について責任を負わない。

10. 本製品の返品

10.1. 本製品は買主の単独の選択において返品される場合がある。

11. 変更通知/供給保証

販売業者が、買主が製造する最終製品の原材料の供給業者である場合

11.1. 販売業者は、6か月以上前に変更について書面によりあらかじめ買主に通知することなく、買主が購入する本製品へ重大な変更を行わないものとする(変更が規制当局により要求されたものである場合、または健康上もしくは安全上の懸念に対処するため必要である場合、実行可能な範囲の事前通知とするが、いかなる場合も20日以上前の通知とする)。「重大な変更」とは、次のものを指す。

- a) 第三者ベンダーの変更、または第三者ベンダーのコンポーネントもしくは原材料の仕様もしくは原産国の変更
- b) 装置または生産プロセスまたは生産場所の変更
- c) 品質管理方法の変更または製品原材料の仕様の変更
- d) 保管・出荷条件の変更
- e) ラベル付けや梱包方法の変更
- f) 保存可能期間の変更
- g) 該当する場合は材料データシート(MDS)の変更、製品ラベルの内容またはキットプロトコルの変更
- h) 製品の適合、形状、または機能の変更
- i) 設計、処方、原材料またはコンポーネントの変更
- j) 製造国の変更
- k) 本製品の他の材料や物質との使用もしくは適合性に影響を与えるまたは与え得る変更
- l) 部品番号の変更および/または
- m) 製品文書の変更(分析証明書を含む)

11.2. 販売業者による重大な変更の通知には、行われる変更について合理的な詳細さをもって記述されるものとし、買主が書面により指定した買主のサプライチェーン担当者、品質担当者、または代替品担当者へコピーを送付の上 customerserviceus@repligen.com へ提出するものとする。買主が要請した場合、販売業者はその費用と経費において、重大な変更が商業的に実施される前にできるだけ早く、買主における評価のため、提案されている重大な変更が実施された本製品のサンプルを買主に提供するものとする。サンプル製品は実施された変更に関し本製品を全面的に代表するものでなくてはならない。

11.3. 買主が購入している本製品に重大な変更を実施する前に、販売業者は、買主に、重大な変更が実施される前の当該製品を、直前の4四半期における同製品の購入実績の最大100%まで購入する、特別な「ライフタイム」購入を行う権利を提供しここに付与するものとし、販売業者が変更についての書面による通知を買主に提出してから60日以内に販売業者に提出された注文書により買主が注文した通り、重大な変更を実行していない当該製品を当該数量製造し、買主へ納品するものとする。

12. 供給不足

販売業者が、買主が製造する最終製品の原材料の供給業者である場合

12.1. 販売業者が、注文書に定められた量の本製品を供給できない場合、販売業者は書面により買主に直ちに通知し、予想される納品日を知らせるものとする。販売業者は、販売業者による本製品の供給に悪影響を与えうる供給不足を低減するための商業的に合理的な努力を行うものとし、予測される将来の供給不足について直ちに書面をもって買主に通知するものとする(かかる通知には、将来解決するもので、かつ、わかっている場合は供給不足が解決すると予想される日を含める)。何らかの理由により販売業者が30日を超える期間、本製品の供給不足を経験した場合、買主は、本条件または制定法もしくは衡平法により与えられるその他の救済に加え、比例配分された本製品を受け取るものとする。これは買主および販売業者の他の顧客の間で、前暦年中の買主の全製品の購入に必要な本製品の利用と、他の顧客それぞれの製品の購入に必要な本製品の利用の割合に基づき、利用可能な本製品全体を販売業者が配分する。

13. 本製品の販売中止

販売業者が、買主が製造する最終製品の原材料の供給業者である場合

13.1. 販売業者はできる限り早く、少なくとも販売中止の1年前の書面による通知をあらかじめ買主に行わずに、買主が購入する本製品の供給を中止しないものとする。

13.2. 買主が購入している本製品の販売中止を実施する前に、販売業者は、買主に、同製品を、直前の4四半期における同製品の購入実績の最大100%まで購入する、特別な「ライフタイム」購入を行う権利を提供しここに付与するものとし、販売業者が販売中止についての書面による通知を買主に提出してから60日以内に販売業者に提出された注文書により買主が注文した通り、当該製品を当該数量製造し、買主へ納品するものとする。

14. 設置または技術支援

14.1. 買主が本製品を購入する際、買主は販売業者に設置、トレーニング、保守、修理、その他サービスを依頼することができる。

15. 法令遵守

15.1. 販売業者は、自身の知る限り本製品は、適用される連邦、州、および現地の法律と規則を、1938年公正労働基準法改正法の



適用要件を含め、重要な点において遵守して生産されていることを保証する。

- 15.2. 買主は、米国法人が、1977年連邦海外腐敗行為防止法(合衆国制定法全集91、セクション1495以下参照)ならびに販売業者が業務を行う外国の法律(英国賄賂防止法、および賄賂の支払いを禁止する同様の他国の汚職防止法を含む(個別におよび総称して「汚職防止法」という))の規定の対象となることを理解し、承知する。
- 15.3. 汚職防止法に基づき、外国政府の役人もしくは職員、または政党や候補者に対して、価値のあるものを提供するまたは提供の申し出をすること、あるいは前述のいずれかの者に対し仕事の契約の獲得または維持もしくは不適切な商業上の優位性の確保を目的として、かかる支払いを行ったり支払いの申し出をする人または組織に対して、価値のあるものを提供するまたは提供の申し出をすることは、違法である。さらに販売業者は、汚職防止法は世界中のすべての販売業者の事務所、事業セグメント、部門、子会社、関連会社に適用され、販売業者を代表する第三者(コンサルタント、営業代理店、合併事業パートナー、代表者、流通業者、請負業者、その他のビジネスパートナーを含む)にも適用されることを理解し、認める。
- 15.4. 販売業者はさらに、自身が汚職防止法に従い、汚職防止法の規定に精通する義務を負うことを理解し、認める。販売業者は、汚職防止法への違反となるまたは買主の違反の原因となる、以下を含む(ただし、これに限定されない)行動をとらず、また許さないことに同意する。販売業者、その関連会社、ならびにそれぞれの従業員および代理人は、販売業者の本製品に関連する事業の獲得、維持、または指示において販売業者を支援するために政府職員の行為や決定(不作為の決定を含む)に影響を及ぼす、もしくはかかる政府の行為や決定に影響を与えるためにかかる職員にその影響力を使わせる目的で、直接・間接を問わず、価値あるものの提供、支払い、支払いの約束、支払いの許可、または贈答の申し出、贈答の約束、または贈答の許可をしてはならない。販売業者は、販売業者の本製品に関連して生じる違法な取引を防止するため、いかなる場合も適用される法および規則が求める以上の、適切なマネーロンダリング防止、およびその他のチェックを実施するものとする。販売業者は、かかるチェックを実施していない人や組織に対し本製品を販売してはならない。
- 15.5. 販売業者は、米商務省もしくは米国のその他の、または他国の政府機関や当局のすべての輸出関連の法律、規則、規制を遵守し、技術データまたはその直接的な製品を、かかる規制、法律、または規則に違反して、また適用される米国輸出管理規制(もしくは後継の補遺または規制)に指定される国に対して必要なすべてのライセンスおよび承認を取得しない限り、また取得するまでは、輸出せず、輸出または再輸出を許可せず、または規制対象国の国籍者へ開示・出荷しないことに同意する。いかなる場合も販売業者の製品は輸出管理され、販売業者はかかる本製品の輸出にあたって必要となる米国輸出許可を取得するものとする。
- 15.6. 販売業者は、機会均等雇用者である。販売業者は、雇用プロセスのすべての段階においていかなる人に対しても人種、肌の色、信条、宗教、出身国、性別、性的指向、年齢、兵役経験、または障害の状態を理由に差別をしない。
- 15.7. 販売業者は、適用される限りにおいて、欧州一般データ保護規則(GDPR)、カリフォルニア消費者プライバシー法(CCPA)、ネバダ州プライバシー法、中国サイバーセキュリティ法を含むがそれに限らない、あらゆるプライバシーおよび個人情報保護に関する法律、規則、規制を遵守する。
- 15.8. 本契約の他の規定にもかかわらず、買主が誠意あるその判断において本第15条の違反であると考えたことに気づいた場合、買主は、即時発効かつ販売業者に対する一切の責任を負うことなく、本契約および両当事者間の他のすべての契約を解除する権利を有する。

16. 紛争の解決

- 16.1. 本条件、または本製品の販売または性能により生じる、これらに起因または関連する、あらゆる紛争は、まず解決のため上級管理職に上申される。いずれかの当事者の書面による紛争の通知から60日以内に上級管理職が紛争を解決しない場合、いずれの当事者も調停を開始することができる。
- 16.2. 各当事者は、最低でも1回の調停に出席し、誠意をもって60日間の調停手続に参加することを約束する。ただし、各当事者は、差止命令またはその他の一時的な救済を求めて、いつでも訴訟手続を開始する権利を留保する。
- 16.3. 一方の当事者が調停を開始した場合、両当事者は、Judicial Arbitration and Mediation Services, Inc.またはその継承者(「JAMS」)が選任した1名の調停人(「調停人」)による、拘束力のない調停に参加し、かかる調停は調停人が決定した中立的な場所で実施される。紛争を解決する権限を付与された各当事者の代理人が、調停に参加する。両当事者は、調停人および調停費用を折半して分担するが、各当事者は各自の弁護士費用および経費を支払う。
- 16.4. 両当事者の代理人がかかる60日以内に紛争を解決できなかった場合は、以下の通りとする。(1)米国在住のエンドユーザーについては、両当事者は、本契約に起因または関連して生じる紛争に関してマサチューセッツ州ボストンの連邦および州の裁判所の専属管轄権に同意する。(2)米国外のエンドユーザーについては、紛争は、国際商業会議所の現行の商事仲裁規則に基づく最終的な拘束力を有する仲裁により解決する。仲裁地はイギリスのロンドンとし、仲裁手続の言語は英語とする。いずれの当事者もかかる仲裁による判断に関し管轄法域の裁判所において執行判決を得ることができ、かかる目的での司法管轄について、各当事者はこれにより取消不能な形で同意しそれに服する。商事仲裁規則または適用法に基づく上訴手続に規定されていない限り、仲裁人の決定は最終的かつ不服申立ができないものとする。本契約にこれに反する規定があってもそれにもかかわらず、いずれの当事者も仮差止命令またはその他の衡平法上の救済について、いつでも管轄裁判所に申請することができる。

17. 準拠法

- 17.1. 本条件は、マサチューセッツ州の法律に準拠し、同法に従って解釈されるが、同法の抵触法の規定はこれを適用しない。
- 17.2. 国際物品売買契約に関する国際連合条約はこれを適用しない。

18. 一般条項

- 18.1. 注文は、買主の事前の書面による明示的な同意なしに、その全部もしくは一部を譲渡または移転することはできない。

Repligen Corporation 調達条件

- 18.2. 本書のいずれの規定も、買主に対する第三者の権利を生じさせることを意図したものではない。
- 18.3. 本条件は、修正可能であり、違反に対する執行を権利放棄することもできるが、その執行を求められる側の当事者によって署名された書面による場合に限る。一方の当事者による本条件の規定の執行の権利放棄は、かかる規定の他の時点において執行する権利の放棄とはならない。
- 18.4. 本条件のいずれかの規定が違法、無効、または執行不能であるとされる場合、かかる規定は法により認められる最大限の範囲で修正されたものとみなされ、本条件の残りの規定は完全な効力と有効性を維持する。
- 18.5. 本条件においては、単数表記の文言は複数表記の文言を含み、その反対も当てはまる。なお、見出しは便宜上のものである。
- 18.6. 販売業者の請求書の文面上の事務的な誤りまたはコンピューター上の誤りは、販売業者による修正の対象となる。